

## 規 則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇七四

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―八四六）の一部を次のように改正する。

第四条中「並びに職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項」を「、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項並びに職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。